（平三法三一本条改正）
＊特別規定（医師二〇・三三の二(1)）

**第一六一条** 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
＊特別規定（会社九六四）、❷未遂罪（四三・四四）

◆行使
1▽被告人らが偽造した金銭消費貸借契約証書に基づいて、その公正証書作成に係る代理嘱託を司法書士に依頼する際、同契約証書を真正な文書として交付する行為は、同契約証書の内容や交付の目的および相手方等に鑑みて、文書に対する公共の信用を害するおそれがあり、偽造私文書行使罪にいう「行使」に当たる。（最決平15・12・18刑集五七―一―一六七）
2▽（大判明43・11・22刑録一六―二一一〇）⇩一九条1・一五八条

◆罪数関係
3▽（大判明42・3・11刑録一五―二一〇）⇩五四条24・一五七条13・一五八条5・一五九条18、偽造の抵当権設定登記申請書を登記官吏に提出し、登記簿に不実の記載をさせた場合は、偽造私文書行使罪と公正証書原本不実記載罪との牽連犯である。（大判明42・11・25刑録一五―一六七）（大判明42・8・31刑録一五―一〇九七）⇩五四条27・一五九条18・二五二条8、業務上横領犯跡を隠すために偽造文書を行使した場合は、業務上横領罪と偽造文書行使罪との併合罪であって、牽連犯ではない。（大判大11・9・19刑集一―四五三）

（電磁的記録不正作出及び供用）

**第一六一条の二** 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
3 不正に作られた権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を、第一項の目的で、人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録を不正に作った者と同一の刑に処する。
4 前項の罪の未遂は、罰する。
（昭六二法五二本条追加、平三法三一第一項・二項改正）
＊電磁的記録の定義（七の二）、特別規定（電子署名四一）

◆罪数関係
1▽窃取したキャッシュカードから磁気ストライプ部分を複写・印磁した別のカードを不正に作出したうえ、これを利用して現金自動払出機から現金を窃取したときは、私電磁的記録不正作出罪・同供用罪と窃盗罪との牽連犯である。（東京地判平1・2・17判タ七〇〇―二七九）
2▽勝馬投票券の電磁的記録を的中馬券の内容に印磁・改ざんし、これを自動払戻機に挿入して現金を払い出させた行為は、事実証明に関する私電磁的記録を不正に作出して、供用したものである。（甲府地判平1・3・31判時一三一一―一六〇）
3▽不正アクセス行為の禁止等に関する法律三条所定の不正アクセス行為を手段として私電磁的記録不正作出の行為が行われた場合であって、同法八条一号の罪と私電磁的記録不正作出罪は、牽連犯の関係ではなく、両者は併合罪の関係にある。（最決平19・8・8刑集六一―五―五七六）

## 第十八章 有価証券偽造の罪（平七法九一章名改正）

（有価証券偽造等）

**第一六二条** 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。
2 行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした者も、前項と同様とする。
＊特別規定（通貨、外貨偽、印犯、印模、紙幣）

◆有価証券
1▽刑法上有価証券とは、財産上の権利が証券に表示され、その表示された財産上の権利の行使につき、その証券の所持を必要とするものをいい、取引上、流通性を有するかどうかを問わない。（最判昭32・7・7―七―二〇三七）
2▽郵便為替証書は有価証券であるが、郵便貯金通帳は有価証券ではない。（大判昭6・3・11刑集一〇―七五）
3▽当せん金附証票法によって発行された宝くじは、有価証券である。（最決昭33・1・16刑集一二―一―二五）

◆偽造
4▽他人の代表者・代理人として手形を振り出す権限のない者が、ほしいままに他人を代表または代理しているものと誤信させるような表示をした約束手形を振り出す行為は、有価証券の偽造である。（最決昭40・6・3刑集一九―四―四三一）
5▽外形上一般人が真正な有価証券と誤信するに足りる程度に作成されていれば、その名義人が実在しなくても、偽造となる。（最大判昭30・5・25刑集九―六―一〇八〇）
6▽廃業後死亡した者の名義で約束手形を振り出す行為は、その相続人の承諾を得ていても、有価証券偽造罪に当たる。（最決昭39・12・25刑時四〇―一―六六）
7▽距離数および料金のみが表示された列車急行券用紙に権限なく所要の事項を記入し、所定の様式にかなった列車急行券を作成したときは、有価証券偽造罪が成立する。（最判昭25・9・5刑集四―九―一六二〇）
8▽偽造手形のような法禁物は、何人の所有をも許さないものであるから、没収することができる。（最決昭31・11・1刑集一〇―一一―一五二五）
9▽他人の振出名義の小切手の金額欄の数字を改ざんする行為は、変造であって、偽造ではない。（最判昭36・9・26刑集一五―八―一四二五）
10▽テレホンカードは有価証券に当たるので、その磁気情報部分に記録された通話可能度数を権限なく改ざんする行為は有価証券の変造に当たる。（最決平3・4・5刑集四五―四―一七一）
11▽虚偽の記入とは、既成の有価証券に対すると否とを問わず、有価証券に真実に反する記載をするすべての行為を指すものであり、手形にあっては、基本的な振出行為を除いたいわゆる付属的手形行為の偽造等をいう。（最決昭32・1・17刑集一一―一三）

◆罪数関係
12▽行使の目的をもって約束手形を偽造し、かつこれに虚偽の記入をしたときは、包括的に有価証券偽造の一罪を構成する。（最決昭38・5・30刑集一七―四―四九一）

（偽造有価証券行使等）

**第一六三条** 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。
2 前項の罪の未遂は、罰する。
＊❷未遂罪（四三・四四）

◆行使
1▽偽造手形の行使とは、偽造した手形を真正の手形として使用することを汎称する。（大判明44・3・31刑録一七―四八二）
2▽交付
▽変造されたテレホンカードを相手方に対しその旨を告げて売り渡す行為は、変造有価証券の交付に当たる。（最決平3・4・5刑集四五―四―一七一）

## 第十八章の二 支払用カード電磁的記録に関する罪（平一三法九七本章追加）

（支払用カード電磁的記録不正作出等）

**第一六三条の二** 人の財産上の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録であって、クレジットカードその他の代金又は料金の支払用のカードを構成するものを不正に作った者は、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作った者も、同様とする。
2 不正に作られた前項の電磁的記録を、同項の目的で、人の財産上の事務処理の用に供した者も、同項と同様とする。
3 不正に作られた第一項の電磁的記録をその構成部分とするカードを、同項の目的で、譲り渡し、貸し渡し、又は輸入した者も、同項と同様とする。
＊電磁的記録の定義（七の二）、未遂罪（一六三の五）、特別規定（電子署名四一）

（不正電磁的記録カード所持）

**第一六三条の三** 前条第二項の目的で、同条第三項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（支払用カード電磁的記録不正作出準備）

**第一六三条の四** 第百六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知って、その情報を提供した者も、同様とする。
2 不正に取得された第百六十三条の二第一項の電磁的記録の情報を、前項の目的で保管した者も、同項と同様とする。
3 第一項の目的で、器械又は原料を準備した者も、同項と同様とする。
＊未遂罪（一六三の五）

（未遂罪）

**第一六三条の五** 第百六十三条の二及び前条第一項の罪の未遂は、罰する。
＊未遂罪（四三・四四）

## 第十九章 印章偽造の罪（平七法九一章名改正）

（御璽偽造及び不正使用等）

**第一六四条** 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処する。
2 御璽、国璽若しくは御名を不正に使用し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用した者も、前項と同様とする。
＊未遂罪（一六八）

（公印偽造及び不正使用等）

**第一六五条** 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
2 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。
＊公務所・公務員の定義（七）、❷未遂罪（一六八）

◆印章
1▽印章には、印影のほか、印顆をも含む。（大判明43・11・21刑録一六―二〇九三）

◆偽造
2▽印章・署名の偽造があったといえるためには、偽造した印章・署名が通常人として実在する公務所・公務員の印章・署名と誤信させるに足りる程度の形式・外観を備えていればよい。（最決昭32・2・7刑集一一―二―五三〇）
3▽他人の代理資格を冒用して公正証書に署名した場合は、署名の偽造である。（大判明44・6・23刑録一七―一二七七）

◆不正使用
4▽印章の不正使用とは、不正に押捺した印章の影蹟を他人の閲覧に供しうべき状態におくことをいう。（大判大7・2・26刑録二四―一二一）
5▽印章署名の不正使用罪は、その使用のみが独立して犯罪を構成する場合であって、印章の不正使用によって偽造公文書を成立させたときは、本罪ではなく、公文書偽造罪が成立する。（最決昭32・11・29刑集刑一二二―四二九）

（公記号偽造及び不正使用等）

**第一六六条** 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。
2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。
＊公務所の定義（七）、❷未遂罪（一六八）

◆記号
1▽公務所の記号とは、記号の影蹟だけでなく、その影蹟を現出させるべき物体をも指す。（大判明45・4・22刑録一八―四九一）
2▽文書に押捺して証明の用に供するものは印章であり、産物、商品等に押捺するものは記号である。（最判昭30・1・11刑集九―一―二五）
3▽商品のラベルに押捺された物品税表示証の検印は、公務所の記号である。（最決昭32・6・8刑集一一―六―一六一六）

（私印偽造及び不正使用等）

**第一六七条** 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。
2 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。
＊❷未遂罪（一六八）、特別規定（電子署名四一）

（未遂罪）

**第一六八条** 第百六十四条第二項、第百六十五条第二項、第百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。
＊未遂罪（四三・四四）

## 第十九章の二 不正指令電磁的記録に関する罪（平二三法七四本章追加）

（不正指令電磁的記録作成等）

**第一六八条の二** 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し、又は提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録
二 前号に掲げるものの他、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録
2 正当な理由がないのに、前項第一号に掲げる電磁的記録を人の電子計算機における実行の用に供した者も、同項と同様とする。
3 前項の罪の未遂は、罰する。

## 第二十章 偽証の罪（平七法九一章名改正）

（偽証）

**第一六九条** 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。
＊法律により宣誓した証人（刑訴一五四・一五五、刑訴規一一六―一二〇、民訴二〇一、非訟五三一）、特別規定（議院証言六、特許一九九・二〇二、実用新案五九・六二、意匠七二・七五、商標八一・八三、公選二五三、日米刑特四一）

◆宣誓証人
1▽法律により宣誓した証人とは、法律上宣誓させうる証言事項について宣誓した証人をいい、法律上宣誓させえない証言事項について宣誓した証人を含まない。（最大判明27・11・5刑集六―一〇―一一五九）
2▽証人となる資格のない者でも、宣誓して虚偽の陳述をしたときは本罪に当たる。（大判明42・11・11刑録一五―一五七三）
3▽宣誓する資格のない証人でも、適法に宣誓して虚偽の陳述をしたときは、本罪を構成する。（大判明42・6・18刑録一五―八〇八）
4▽証言拒否権を有する者が、これを行使せず、宣誓の上虚偽の陳述をした場合には、本罪が成立する。（最決昭28・10・19刑集七―一〇―一九四五）

◆虚偽の陳述
5▽見聞しない事実を現認したように証言したときは、仮にその事実があったとしても、本罪が成立する。（大判昭7・3・10刑集一一―二八六）

◆教唆犯
6▽被告人は黙秘権を有するが、自己の被告事件について、他人を教唆して虚偽の陳述をさせたときは、偽証教唆罪が成立する。（最決昭28・10・19刑集七―一〇―一九四五）⇩六一条14
7▽財物詐取の目的で詐欺訴訟を提起した者が、その目的をとげるために偽証した場合は、偽証罪と詐欺罪との牽連犯である。（大判大2・1・24刑録一九―三九）

（自白による刑の減免）

＊通貨偽造罪の定義（七の二）、未遂罪（四三・四四）

◆電磁的記録の定義
1▽いわゆる「イカダコウイルス」を、ファイル共有ソフトのネットワーク上で公開し、被害者らのパソコンに受信および実行させて、同パソコン内のハードディスクに物理的変化を与え、データの読出し機能および書込み機能を阻害した場合は、ハードディスクを一損壊」したものである。また、器物損壊罪の成否は、ウイルスの作成自体を問題にしない以上、不正指令電磁的記録作成罪の成否によって、その成立は妨げられない。（東京地判平23・7・20判タ一三九三―三六六）

（不正指令電磁的記録取得等）

**第一六八条の三** 正当な理由がないのに、前条第一項の目的で、同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を取得し、又は保管した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。